

同時に社に對しテ要する條件は又社に於  
 けるも其向の懸隔甚しきモノアリ  
 百千の十名の委員の會社に互者ヲ促  
 して又社に於けるも懸隔甚しきモノアリ  
 經由せし百千の再懸隔甚しきモノアリ  
 川橋之五、宮原武男、片岡根本等ハ重役  
 田崎忠也ト會社に構上ニ會して折衝せし  
 尾田崎ハ會社に懸隔、許サカク以テ断然拒  
 絶せり同時に職工ノ為メ流場ノ、隨處地、職  
 組合等ヲ設けんモノトシテ職工ノ為メ  
 二千人之若ノモノト再々及信サス恩ハ去リ十名  
 二ハ演説會ヲ開キ且テ顧問植田好太郎

（案）